

機器等の仕様書

1 機器の性能等

品 名	台 数	備 考
(1) 電子黒板	1,355	全市立小学校、義務教育学校前期課程、高等学校の普通教室及び特別教室用
(2) スタンド	1,355	・ 全市立小学校、義務教育学校前期課程、高等学校の普通教室及び特別教室用 ・ (1)電子黒板を取付できること
(3) 交換用キャスター	1,976	全市立中学校、義務教育学校後期課程の電子黒板対応スタンド(494 台)の交換用キャスター(1 台あたり 4 個)
(4) USB Type-C ケーブル	1,355	(1)電子黒板との接続用
(5) 0A タップ	1,355	(1)電子黒板との接続用

(1) 電子黒板

No.	項 目	内 容	備 考
1	画面サイズ	65型または65V型	
2	保護ガラス	厚さ3.2mm以上	アンチグレア（映り込み防止）処理を行っていること
3	解像度	3,840×2,160 ピクセル（4K）	
4	視野角	上下左右 178° 以上	
5	輝度	400cd/m ² 以上	
6	音声出力	30W以上	
7	タッチパネル	赤外線遮断検出方式	
8	タッチ点数	20点マルチタッチ以上	
9	質量(本体)	45kg以下	
10	入力端子	・ HDMI × 3 以上 ・ DisplayPort × 1 以上 ・ USB Type-A × 4 以上 ・ USB Type-C × 1 以上 ・ 3.5mm ステレオミニジャック × 1 以上	
11	出力端子	・ HDMI × 1 以上 ・ 3.5mm ステレオミニジャック × 1 以上	
12	LAN端子	1000BASE-T × 1 以上	
13	無線LAN	IEEE802.11a/b/g/n/ac 以上	
14	その他無線	Bluetooth4.2 以上	
15	内蔵カメラ	・ 撮影速度 30 フレーム/秒以上 ・ 4K 対応 ・ 光学 3 倍ズーム以上 ・ デジタル 7.5 倍ズーム以上 ・ オートフォーカス機能付き	・ (2)のスタンドの棚板に教科書等を置き、教材提示装置として利用するため、ディスプレイ下部に内蔵されていること。 ・ 外付けの教材提示装置（自立型）でも可。

16	本体内蔵機能	- 外部入力され表示された映像の上から、PC レスで描画が可能であり、書き込んだ内容は本体に保存できること。 - 無線機能を内蔵しており、インターネットに接続可能であること。 - 校務用 PC (WindowsOS) と無線接続によりミラーリング及びタッチバックが可能なこと。（ dongle 等の追加機器の設置は認めない。）
17	認証等	- カラーユニバーサルデザイン認証を取得していること。 - PSE（電気用品安全法）マークを取得していること。 - 技適マーク（技術基準適合証明マーク）を取得していること。 - VCCI Class B に準拠していること。
18	実績	1 件の契約で、市・特別区が設置する学校において、1,000 台以上の導入及び最低 5 年間の稼働実績を有するメーカー製品であること。

(2) スタンド

No.	項 目	内 容	備 考
1	形式	キャスター式手動昇降スタンド	- 電子黒板を取り付けたまま手動昇降が可能なこと。 - 棚板付き - キャスターはストッパー付きであること。
2	外形寸法	幅 1,200mm 以内 × 奥行 1,000mm 以内 × 高さ 1,850mm 以内	
3	高さ調整	無段階	
4	棚板高さ	床から棚板までの高さ 550mm 以上	
5	棚板耐荷重	20kg 以上	
6	質量	45kg 以内	

(3) 交換用キャスター

No.	項 目	内 容	備 考
1	形式	ストッパー付双輪キャスター	
2	車輪径	100mm	
3	取付方法	ネジ込み式	ネジ径 M12×1.75 軸長 25mm
4	耐荷重	キャスター 1 個あたり 70kg 以上	
5	その他	契約終了後は、無償譲渡とすること。	

(4) USB Type-C ケーブル

No.	項 目	内 容	備 考
1	ケーブル長	3 m	
2	コネクタ形状	USB Type-C（オス）—USB Type-C（オス）	
3	映像出力	4 K 対応	
4	その他	契約終了後は、無償譲渡とすること。	

(5) OAタップ

No.	項 目	内 容	備 考
1	電源コード長	5 m	
2	差込口	3 P ・ 3 個口以上	
3	プラグ仕様	2 P	
4	その他	契約終了後は、無償譲渡とすること。	

2 電子黒板の保守について

- (1) 自然故障、物損故障を問わず契約期間内において、最大 50 台まで、故障箇所の修理又は機器の交換を行うこと。ただし、納入後、1 年以内の自然故障については、メーカー標準保証で対応するものとし、この台数に含まない。
- (2) 故障箇所の修理は、オンサイト保守とする。
- (3) 電子黒板の故障により機器を交換する場合は、対象機器の設置場所からの撤去及び新機器の設置現調作業まで行うものとする。作業にあたっては、本市と作業内容や作業日等を調整の上、実施するものとする。
- (4) 外付けの教材提示装置を納入する場合、保守要件は以下のとおりとする。
 - ア 自然故障の対応として、納入後、5 年間はメーカー保証期間とすること。
 - イ 物損故障の対応として、契約期間内において最大 50 台まで、故障箇所の修理又は機器の交換を行うこと。
 - ウ 故障時の修理は、先出しセンドバック保守とする。なお、センドバック保守に要する段ボール等の梱包材は受託者により準備すること。

3 電子黒板活用研修について

- (1) 契約期間内の各年度に 1 回以上、活用研修を実施すること。
- (2) 研修は、実機を用いて行うものとし、オンライン配信による研修を想定している。なお、研修用の実機や配信用の設備は、受託者側で準備すること。
- (3) 研修の実施内容や実施日等については、本市と協議の上、決定するものとする。